

○財務省告示第三十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年一月二十一日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年二月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百三十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

四 発行方法
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十六	十五	十四	十三								口	イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額				償還期限	争入札発	非価格競	者第I	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争	
平成二十五年一月二十一日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額を払う。	償還金は、その翌営業日に	償還金額を支払う。	償還額は、その翌営業日に	平成二十六年一月二十日					十二銭一厘	額	十二銭以上の	額